

箕輪町農業機械等導入事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、意欲ある農業の担い手の育成、確保により農業経営の継続と次世代への継承を確立し、持続可能な農業構造とするため、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、箕輪町補助金等交付規則（昭和55年箕輪町規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 担い手 箕輪町が策定する人・農地プラン（人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）に基づくもの。）に位置付けられた担い手をいう。

(2) 農業機械等 耕作又は養畜の業務のために必要な農業用機械及び農業用生産施設（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第3条第4号に該当する施設として農業振興地域制度に関するガイドライン（平成12年4月1日付け12構改C第261号農林水産省構造改善局長通知）別紙に記載のある生産施設）をいう。

(3) 先端技術を活用した農業 ロボット技術や情報通信技術を活用して省力化、精密化や高品質生産を実現することを推進する農業

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、担い手であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 町内に住所を有する個人又は町内に本店を有する法人

(2) 前年の農畜産物（加工品を含む。）の販売金額の合計が200万円を超えている者

(3) 同一世帯員も含め町税（国民健康保険税を含む。）に滞納がない者。ただし、法人にあっては、当該法人として町税に滞納がないもの。

(4) この要綱による補助金の交付を受けたことがない者

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、農業機械等の購入に要する経費で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 1台または1件の単品の購入経費が税抜き価格で50万円以上であること。ただし、下取りがある場合は、当該金額を購入経費から減額した額とする。なお、同時に複数の農業機械等を購入する場合は、当該経費を合算した額を補助対象経費とする。

(2) 運搬用トラック、除雪機、フォークリフト、バックホー等農業の用途以外の用途に供されるような汎用性の高いものでないもの。ただし、トラクターショベルについては、養畜の業務に供される場合は、農業機械等に含むものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象事業に要する費用の10分の3に相当する額（その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。）とし、100万円を限度とする。ただし、集落営農法人及び先端技術を活用した農業を推進する場合は、200万円を限度とし補助する。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、箕輪町農業機械等導入事業補助金交付申請書（様式第1号）及び承諾書（様式第2号）を補助対象事業に着手する前に町長に提出しなければならない。この場合において、申請者は、次の各号の成果目標のうち、1つ以上を設定し、補助対象事業の実施年度を含む5年度にわたって当該成果目標を達成するよう取り組まなければならない。

- （1）農地中間管理機構を通じて経営面積を拡大する目標
- （2）生産農畜産物の販売金額を増加する目標
- （3）農業従事者の雇用を拡大する目標
- （4）農業経営コストを縮減する目標
- （5）農業経営を法人化する目標

2 補助金の交付は、集落営農法人を除き、補助対象者及び同一経営体につき補助対象経費の多少にかかわらず、この要綱が失効するまでの間において1回限りとする。なお、複数の補助対象者が共同して申請者となる場合は、同一経営体としての申請とみなすものとする。

3 申請者は、当該補助金の申請時から補助金の交付までの間に町が行う必要な調査を受けることを承諾しなければならない。

（補助対象事業の変更等）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、箕輪町農業機械等導入事業補助金変更承認申請書（様式第3号）を速やかに町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 交付決定者は、補助対象事業を中止しようとするときは、箕輪町農業機械等導入事業補助金交付申請中止届（様式第4号）を速やかに町長に提出しなければならない。

（状況報告及び実地調査）

第8条 町長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、補助対象事業の進捗状況について報告を求め、または実地調査を行うことができる。この場合において、町長は、補助対象事業が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該交付決定者に対し、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、当該完了日から起算して30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに箕輪町農業機械等導入事業補助金実績報告書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付請求）

第10条 交付決定者は、補助金の交付を請求しようとするときは、箕輪町農業機械等

導入事業補助金請求書（様式第6号）を当該年度の3月末日までに町長に提出しなければならない。

（目標達成状況報告）

第11条 補助金の有効性を確認するため、交付決定者は第6条第1項各号から設定した成果目標の達成状況について、補助対象事業の実施年度を含む5年度にわたって箕輪町農業機械等導入事業目標達成状況報告書（様式第7号）を各年度の末日までに町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第12条 町長は、交付決定者または補助金の交付を受けた者（以下「補助金交付者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくはその一部の返還を命ずることができる。

（1） 補助対象事業の実施年度を含む5年度以内に特別の事情なく離農したとき。

ただし、農業経営を次世代へ継承する場合は除く。

（2） 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。

（財産の処分等の制限）

第13条 補助金交付者は、農業機械等の耐用年数が経過するまでの間又は修繕することが困難な状態になるまでの間において、補助金の趣旨に反して使用し、譲渡し、交換し、又は担保に供してはならない。ただし、やむを得ない事情として町長が認めるときはこの限りでない。

2 補助金交付者は、前項のただし書に該当する事情が生じ、補助対象事業により取得した財産を譲渡し、又は担保に供しなければならないときは、箕輪町農業機械等導入事業財産処分等承認申請書（様式第8号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

（この要綱の失効）

第14条 この要綱は、平成36年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前にした行為に対する規則第15条から第20条までの規定の適用については、同日後においても、なおその効力を有する。